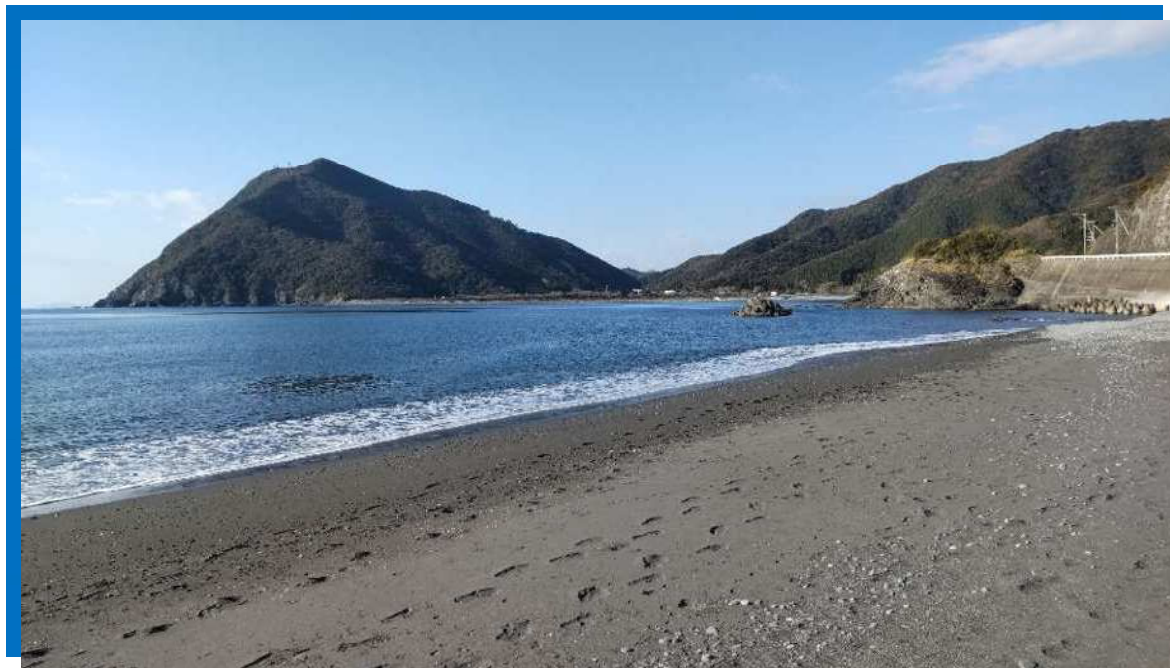


第4次大分県きれいな海岸づくり推進計画（素案）



令和 年 月

大分県

第4次 大分県きれいな海岸づくり推進計画 目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

第2章 計画の基本理念

1 計画の基本理念（めざす姿）とテーマ	3
2 施策のすすめ方	4
3 計画の基本方針	5

第3章 海岸ごみの現状と課題

1 大分県の海岸の概要	6
2 海岸ごみの発生状況	9
3 海岸ごみの特徴（調査結果のまとめ）	27
4 海岸ごみの発生量（推計値）	28
5 これまでの取組	33
6 海岸ごみについての課題	51

第4章 基本方針と今後の取組

1 海岸ごみの円滑な処理の推進	57
2 効果的な発生抑制対策の推進（ごみの不法投棄防止と発生抑制）	59
3 県民みんなで進めるきれいな海岸づくり（多彩な県民活動支援と人材育成）	61
4 地域連携と協働の推進	62

第5章 計画の推進

1 関係者の役割分担	63
2 計画の進行管理	66

コラム1 ～プラスチック類ってどんなもの？～	13
コラム2 ～大きい海岸ごみについての課題～	15
コラム3 ～小さい海岸ごみについての課題～	16
コラム4 ～ごみ回収と再利用の事例紹介～	17
コラム5 ～全国での海岸ごみの発生状況～	23
コラム6 ～危険な海岸ごみ～	24
コラム7 ～外国製品の海岸ごみ～	26
コラム8 ～海岸ごみの季節変動について～	32

大分県きれいな海岸づくり推進計画

計画の基本理念

ごみのないきれいな海岸づくりを通じて、
地域と環境が共生するうつくしい大分県をめざします。

計画のテーマ

未来につなごう。ごみのないきれいな海岸を。



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

大分県の海岸は、周防灘、伊予灘、別府湾、豊後水道など異なる海域に面し、その延長距離は769.4km^{※1}に及びます。周防灘沿岸は遠浅の海岸で潮の干満の差が大きいため、広大な干潟が発達し、伊予灘沿岸の国東半島には白砂青松の風光明媚な海岸が点在しています。別府湾沿岸には海水浴場や干潟、大分臨海工業地帯が連なり、豊後水道沿岸は半島と湾が複雑に組み合わさったりアス式海岸が独特な海岸景観を見せています。こうした特徴を持つ大分県の海岸は、地域の暮らしや産業を支えるだけでなく、多様な生物を育み、人々の憩いの場として親しまれてきました。

しかし、その一方で、変化に富んだ地形や複雑な潮流、気象条件により海岸ごみ^{※2}が発生しやすい特徴もあります。そのため、県の沿岸域には、様々な海岸ごみが漂着し、美しい景観や適正な海岸利用を阻害しているのが現状です。

また、四方を海に囲まれた日本では、外国製品の海岸ごみが漂着するなど、全国各地で同様の問題が発生しています。

海岸ごみは大きく人工ごみと自然ごみに分けられますが、人工ごみは自然のサイクルの中で分解されにくいことから、生き物や環境に重大な影響を与えることもあります。特にプラスチックごみは、破片やかけらを餌と間違えて食べた海鳥やウミガメを死に至らしめるなど野生生物や生態系に影響を及ぼし、またポリ容器や医療廃棄物、フロートなどの漁業廃棄物は、海洋環境汚染の原因になるなど、地球環境問題の一つにもなっています。

こうした海岸ごみの問題を日本全体で解決するため、平成21年7月に「海岸漂着物処理推進法」（正式名：美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律）が定められました。

平成30年6月に「海岸漂着物処理推進法」が改正（正式名：美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律）され、令和元年に海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更が閣議決定されました。

※1：令和6年度 海岸統計（国土交通省、令和7年）に基づく海岸延長を示しています。河口域は含まれていません。

※2：海岸に漂着したごみやその他の不要物などは、本計画では「海岸ごみ」として表記します。

本県でも、豊かな水環境の創出を目指すとともに、県民共有の財産である海岸を大切に保全し、次世代に継承する必要があります。

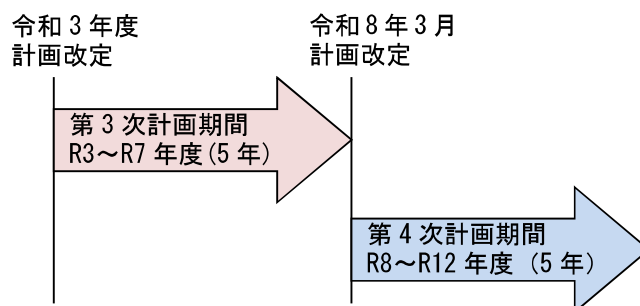
こうした動向を踏まえ、本県の海岸ごみの現状について理解を深めるとともに、行政をはじめ広範囲の県民、関係団体等が連携して総合的な取組を行うため、第3次計画を見直し、新たに「第4次大分県きれいな海岸づくり推進計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

大分県きれいな海岸づくり推進計画は、海岸漂着物処理推進法に基づいた計画であり、「第6次大分県廃棄物処理計画(令和8年3月改訂)」における廃棄物の減量及び適正処理に向けた施策のうち、海岸における漂流・漂着ごみ対策の基本方針や、具体的な対策の内容を示した個別計画として位置付けられています。

3. 計画の期間

第3次計画期間（令和3年度から令和7年度まで）の終了により、第4次計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



第2章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念（めざす姿）とテーマ

基本理念は『大分県きれいな海岸づくり推進計画』がめざす姿を示すものです。

海に流れ出たごみは環境や生態系へ影響し、地球規模の環境問題になっていることを考えると、海岸ごみの問題は海岸利用者のマナーや海岸だけの問題ではなく、大量のごみを排出し続ける社会全体の問題として考える必要があります。

そのため、計画の基本理念（めざす姿）を次のとおりとします。

計 画 の 基 本 理 念（め ざ す 姿）

ごみのないきれいな海岸づくりを通じて、
地域と環境が共生するうつくしい大分県をめざします。

また、計画をより多くの皆さんに理解いただき、きれいな海岸づくりの取組に参加いただくため、計画のテーマを次のとおりとします。

計 画 の テ ー マ

未来につなごう。ごみのないきれいな海岸を。

2. 施策のすすめ方

(1) 関係法令に基づく各種の計画等との整合性の確保

海岸漂着物処理推進法は海岸の良好な景観と環境の保全を目的に、海岸ごみの処理とごみが発生しない取組を求めています。計画や計画に基づく施策は、海岸の保全・利用に関係する「海岸法」や、自然環境や生物多様性の確保に関係する「自然公園法」、その他環境関連法令に基づく各種の計画や施策との整合性を十分確保することが重要です。

海岸漂着物処理推進法の基本理念

- 総合的な海岸環境の保全・再生
- 責任の明確化と円滑な処理の推進
- 3R推進等による海岸漂着物等の発生の効果的な抑制
- 海洋環境の保全（マイクロプラスチック対策含む）
- 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
- 国際協力の推進

(2) 海岸ごみの問題を内陸部を含めた大分県全体の問題として展開

海岸ごみには、沿岸部だけでなく、河川や内陸地域から流れ込むものも多く含まれています。このため、上流域や市街地でも、ごみのポイ捨てや不法投棄をなくす取組が必要です。

海岸ごみの問題を大分県全体の問題と捉え、内陸部においても河川敷や道路の清掃、パトロールなどの施策を積極的に展開します。

(3) 県民参加の海岸づくり

海岸ごみが漂着しやすい海岸環境を持つ大分県では、これまでも海岸の景観や環境の保全のため、自治会・学校・企業・漁業者・NPO法人・ボランティア団体等による海岸美化活動が活発に行われてきました。環境に関する県民運動「グリーンアップおおいた^{※1}」においても、海岸美化活動に取り組む団体への支援など、環境保全活動に取り組みやすい環境の整備に取り組んでいます。

※1：県の長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2024」の安心分野の施策として盛り込まれ、本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進める「環境先進県おおいた」を目指す県民運動です。

3. 計画の基本方針

基本方針は、基本理念（めざす姿）を実現するための施策展開の方向性を示すものです。計画では、次の4つの基本方針に基づいて各施策を実行します。（各施策は第4章に示します。）

計 画 の 基 本 方 針

- 1 海岸ごみの円滑な処理の推進
- 2 効果的な発生抑制対策の推進（ごみの不法投棄防止と発生抑制）
- 3 県民みんなで進めるきれいな海岸づくり
(多彩な県民活動支援と人材育成)
- 4 地域連携と協働の推進

第3章 海岸ごみの現状と課題

1. 大分県の海岸の概要

周防灘、伊予灘、別府湾、豊後水道など異なる海域に面する大分県では、様々な特徴を持つ海岸が形成され、その延長距離は 769.4km に及びます。図 3-1 に示すとおり大分県の海岸は大きく、①周防灘沿岸、②伊予灘沿岸、③別府湾沿岸、④豊後水道沿岸に分けられます。



図 3-1 大分県沿岸域の地形

①周防灘沿岸：中津市、宇佐市、豊後高田市、国東市（黒津崎以北）

大分県北部に位置する周防灘沿岸は遠浅の海岸で、潮の干満の差が大きいいため、中津干潟や和間海岸などの広大な干潟が発達しています。干潟には、生きた化石といわれるカブトガニやナメクジウオ、アオギスなどの希少な動植物が多数生息・生育しており、日本の重要湿地 500 やラムサール条約湿地潜在候補地に選定されています。さらに、令和 6 年度には、中津干潟が「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として「自然共生サイト」に認定されました。

また、干潟域や沿岸域ではカキやノリ養殖業、漁船漁業が行われています。



②伊予灘沿岸：国東市（黒津崎以南）、杵築市（臼石鼻以北）

大分県北東部に位置する伊予灘沿岸は、遠浅の海岸が広がります。

国東半島では海岸沿いに松が植えられ、白砂青松の海岸は景観スポット、海水浴場として人気を集めています。また国東半島の海岸地形は、半島中央に位置する両子山のはるか昔の火山活動で形成されたものです。

潮流のおだやかな伊予灘は魚種も豊富で、刺網・釣りなどの漁船漁業が盛んです。



③別府湾沿岸：杵築市(臼石鼻以南)、日出町、別府市、大分市(関崎以北)

大分県中部に位置する別府湾沿岸は、なだらかな海岸線が特徴的です。住吉浜（杵築市）、糸ヶ浜（日出町）、関の江（別府市）、神崎、大志生木（大分市）などの海水浴場が点在しています。

守江湾（杵築市）の発達した干潟にはカブトガニやアオギスなどの希少な動植物が生息・生育しており、日本の重要湿地 500 に指定されています。

また、上人ヶ浜公園（別府市）では、全国的にも珍しい砂湯の充実を図るなど、公園の高付加価値化に向けた施設整備が行われました。

大分市沿岸部では、港湾整備や埋立てにより自然海岸はほとんど消滅していますが、ウォーターフロント開発として、「かんたん港園」が整備され、海岸の利用も多くみられます。

別府ロープウェイから眺める別府湾



写真提供：(社) ツーリズムおおいた

④豊後水道沿岸：大分市(関崎以南)、臼杵市、津久見市、佐伯市

大分県南部に位置する豊後水道沿岸は、長目半島、四浦半島、鶴見半島と臼杵湾、津久見湾、佐伯湾、米水津湾、入津湾などの半島と湾により形成されたリアス式海岸が特徴です。波の浸食によって形成された海食崖、海食洞門など特異な海岸風景を見せています。

また、魚の生息に適した岩礁や、瀬戸内海からの潮流と南からの黒潮がぶつかり合う日本有数の漁場である豊後水道では、養殖業や漁船漁業が行われています。

豊後水道沿岸のリアス式海岸



写真提供：(社) ツーリズムおおいた

2. 海岸ごみの発生状況

(1) 調査内容

大分県では、令和2年度から令和6年度にかけて毎年2回、海岸ごみの実態調査を実施しました。

調査の実施時期は表3-1、調査地点は図3-1に示すとおりです。

表 3-1 調査地点ごとの実態調査の実施日

沿岸名	市町村名	No	海岸名	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
				1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
周防灘沿岸	宇佐市	①	和間海岸	8/27	10/27	10/13	12/8	10/4	12/7	10/25	12/11	10/16	12/13
	豊後高田市	②	松津漁港海岸	—	—	10/13	12/8	10/4 ~10/5	12/5 ~12/6	10/25	12/11	10/17	12/13
		③	来浦海岸	8/27	10/27	—	—	—	—	—	—	—	—
伊予灘沿岸	国東市	④	国東海岸（小原地区）	—	—	—	—	—	—	—	—	10/17	12/14
別府湾沿岸	杵築市	⑤	守江港海岸（納屋地区）	—	—	10/12 ~10/13	12/9	10/5	12/5	10/26	12/11	10/18	12/14
	別府市	⑥	別府港海岸（関の江地区）	8/27	10/27	—	—	—	—	—	—	—	—
	大分市	⑦	志生木漁港海岸	—	—	—	—	—	—	—	—	10/19	12/15
豊後水道沿岸	佐伯市	⑧	下梶寄海水浴場	8/26	10/26	10/12	12/10	10/6	12/4	10/26	12/12	10/19	12/16
		⑨	元猿漁港海岸（元猿地区）	—	—	—	—	—	—	—	—	10/20	12/17

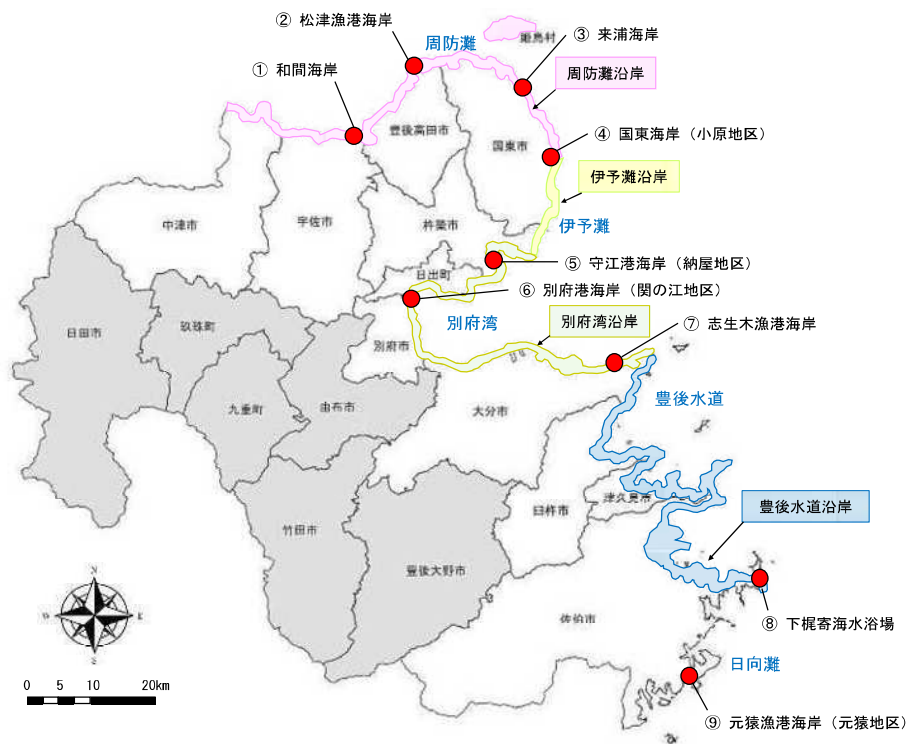


図 3-2 調査地点

海岸ごみの実態調査は環境省の「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づいて実施しました。

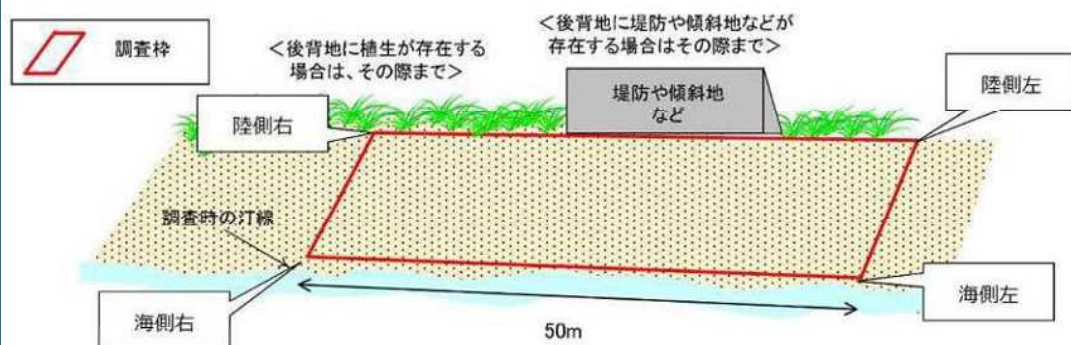
調査地点ごとに以下のとおり調査範囲を設定し、調査範囲内の漂着物を回収・分類し、表 3-2 に示す分類項目ごとに個数、重量、容量を計測しました。

◆基本設定

汀線方向の幅を 50m として、調査時の海岸汀線から海岸の后背地(植生があるところ)までの間を調査範囲として設定。

◆海岸の奥行きが広く(30m 以上)、漂着物の量も多く、后背地(植生があるところ)まで全ての範囲を対象とすることが困難な場合

潮汐による年間の汀線の移動範囲か、汀線から 30m までのどちらか広い範囲を対象に設定。



〔出典：地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（環境省、令和 5 年）〕

表 3-2 海岸ごみの分類

発生原因	大分類
人工ごみ	プラスチック
	発泡スチロール
	ゴム
	ガラス・陶器
	金属
	紙、ダンボール
	天然繊維、革
	木（木材等）
	電化製品、電子機器
自然ごみ	自然物

表 3-3 (1) 主な海岸ごみの種類

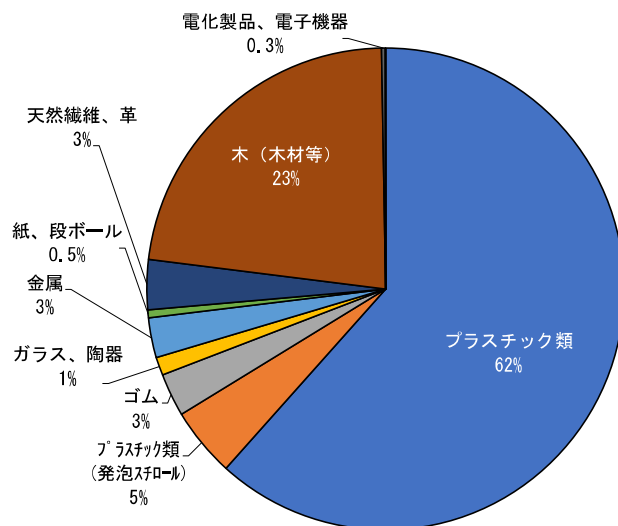
 プラスチック(全般)	 プラスチック(ペットボトル)	 プラスチック(ペットボトル) ※外国製品
 プラスチック(牡蠣パイプ・まめ管)	 プラスチック(ポリ袋)	 プラスチック(硬質プラスチック)
 プラスチック(食品包装)	 プラスチック(食品容器)	 プラスチック(ロープ等)
 発泡スチロール(全般)	 ゴム(全般)	 ゴム類(サンダル、ボール)
 ガラス、陶器(陶器)	 ガラス、陶器(びん)	 ガラス、陶器(蛍光灯)

表 3-3 (2) 主な海岸ごみの種類

 金属類 (飲料缶)	 金属類 (スプレー缶等)	 金属類 (ワイヤー、針金等)
 紙、段ボール (紙の破片)	 紙、段ボール (紙バック)	 天然繊維、革 (ひも等)
 天然繊維、革 (革製品)	 木、木材	 電化製品、電子機器
 自然ごみ (流木)	 自然ごみ (灌木)	 自然ごみ (竹)

(2) 調査結果（人工ごみの組成）

海岸ごみのうち、人工ごみの組成割合（種類別の割合(個数)）を図 3-3 に示します。プラスチック類が全体の 62%を占めており、次いで木（木材等）が 23%を占めています。



注：組成割合は、令和 6 年度に実施した全 7 地点、2 回の総数(容量)をもとに示しています。

図 3-3 実態調査結果（人工ごみの状況（種類別の割合））

コラム 1 ～プラスチック類ってどんなもの？～

人工ごみの中でも多くを占めるプラスチック類の詳細い分類をみると、容量で最も多いのは、「飲料用ペットボトル」（22%）でした。

飲料用ペットボトル以外では、「硬質プラスチック破片」（14%）など、私たちの生活の中で発生した様々なものが海岸に漂着していると考えられます。

漁具や釣り具関連の海岸ごみを海域由来、それ以外の海岸ごみを陸域由来とすると、陸域由来 76%、海域由来 24%であり、その比は、概ね 3：1 となっており、令和元年度に実施した実態調査における比率（概ね 8：2）と比較し、海域由来の割合が増加しています。

注：組成割合は、令和 6 年度に実施した全 7 地点、2 回の総数(容量)をもとに示しています。

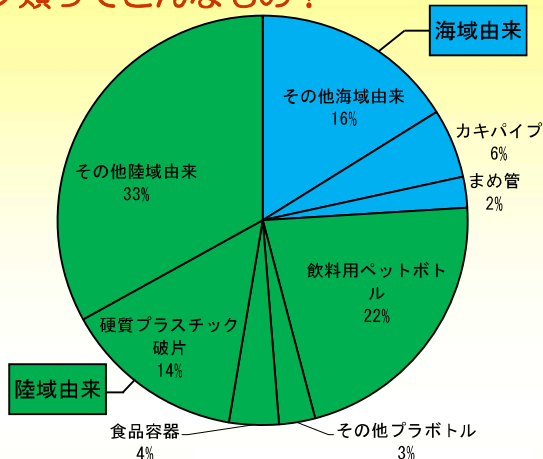


図 プラスチック類の内訳（種類別容量割合）



飲料用ペットボトル



硬質プラスチック破片



様々なプラスチック類

写真 主なプラスチック類の海岸ごみ（実態調査結果）

(3) 調査結果（人工ごみの状況(容量、重量、個数)）

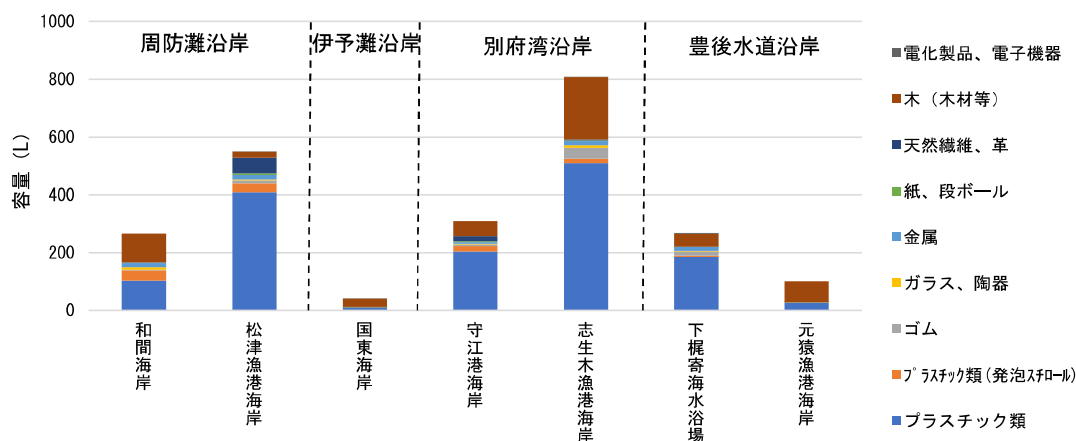
海岸ごみのうち、人工ごみについて、調査地点別の容量の集計結果を図3-4、個数の集計結果を図3-5に示します。

人工ごみの容量が最も大きかったのは、別府湾沿岸に位置する志生木漁港海岸でした。また、個数も志生木漁港海岸が最も多く、5,300個の人工ごみがみられ、そのほとんどはプラスチック類でした。

なお、人工ごみの中には、細かいプラスチック片や発泡スチロール類など、個数が多くても重量や容量にはあまり影響しないものがあるため、個数の多さと容量の大きさが必ずしも比例するとは限りません。

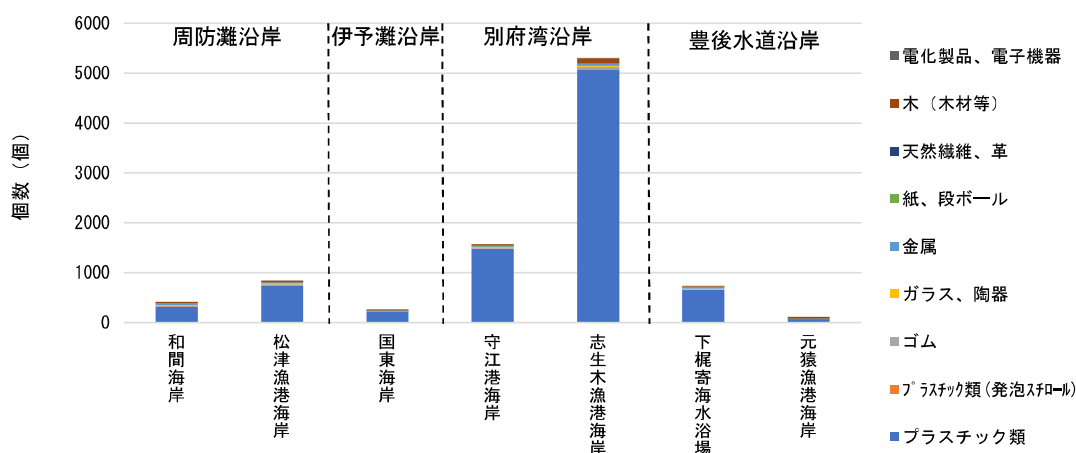
また、これらのごみは、軽量でも個数が多いため回収するのに多大な労力がかかります。

一方で、大型のごみは1個当たりの重量や容量が大きく、回収や運搬が困難な場合もあります。



注：令和6年度に実施した全7地点、2回の総数(容量)をもとに示しています。

図3-4 人工ごみの容量の集計結果



注：令和6年度に実施した全7地点、2回の総数(個数)をもとに示しています。

図3-5 人工ごみの個数の集計結果

コラム 2 ～ 大きい海岸ごみについての課題 ～

流木等の自然ごみ、木材、ブイ、ロープ等の人工ごみは 1 個当たりの重量や容量が大きく、回収や運搬が大変です。

また、灌木等の自然物は、1 個当たりの重量や容量は大きくなくても、大量に漂着すると回収や運搬に労力を要します。

海岸清掃を行っている民間団体や関係行政機関へのアンケート調査からも、大きい海岸ごみの回収や運搬にあたっての課題が挙げられています。



令和 6 年 10 月 守江港海岸



令和 6 年 10 月 下梶寄海水浴場



令和 6 年 12 月 松津漁港海岸



令和 6 年 10 月 志生木漁港海岸



令和 6 年 10 月 志生木漁港海岸



令和 6 年 10 月 守江港海岸

コラム3 ～ 小さい海岸ごみについての課題 ～

プラスチック類は、1個当たりの重量や容量が小さく、かつ他の人工ごみに比べて、個数が大幅に多い傾向が見られました。これらは、処理の際に重量や容量としての影響は大きくありませんが、**個数が多く回収するための労力がかかります。**

◆重量の目安(硬貨)

1円玉-1g、
50円玉-4g、
500円玉-7g

プラスチック類
1個当たり
≒ 500円玉2枚
程度の重さ

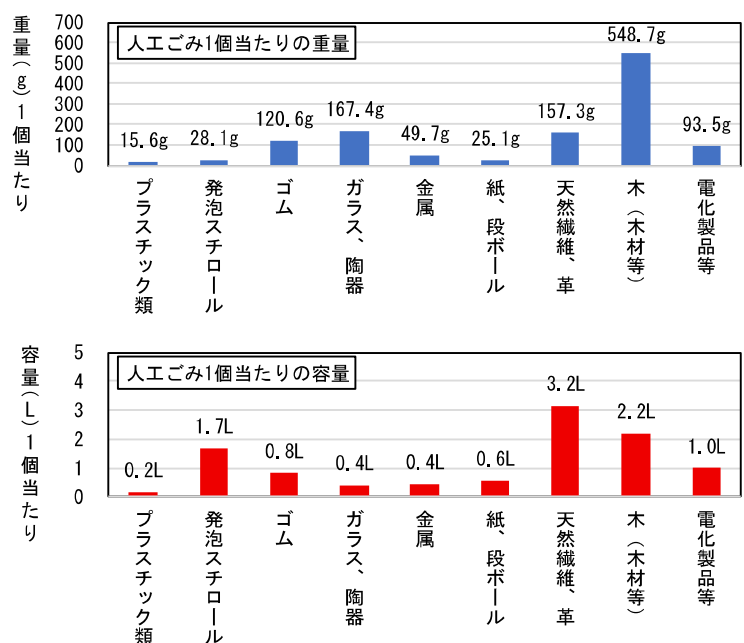


図 漂着物 1 個当たりの重量、体積

注：令和6年度に実施した全7地点、2回の調査結果をもとに示しています。



写真 小さな人工ごみ

より小さい海岸ごみ ～マイクロプラスチックの影響～

漂流・漂着ごみの多くを占めるプラスチック類は、海岸や海上で劣化・摩耗した後に細分化されマイクロプラスチック(サイズが5mm以下)となり、海域を浮遊します。

マイクロプラスチックのうち、数百 μm ～1mm程度の大きさの微細片は、世界各地の海域で確認されています。

これらは、海域を浮遊する動物プランクトンと同程度の大きさであり、魚類等の誤飲により生態系へ容易に混入します。そのため、マイクロプラスチックが有害物質を吸着または含有し、食物連鎖等を通じて海洋生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。

コラム4 ～ごみ回収と再利用の事例紹介～

海にはたくさんのごみが漂っており、その多くがプラスチック製です。その中でも特に、カキの養殖に使われているパイプが問題となっています。

こうしたパイプは、使い終わると海に流れ出てしまうことがありますが、それをただ回収するだけでなく、新たな資源として活用しようという取組が、いくつかの県で始まっています。今回はそのひとつとして、広島県の事例を紹介します。

①カキ養殖パイプとは

カキの養殖パイプとは、カキの幼生（赤ちゃん）を育てる場所です。カキは孵化後、2週間ほど海中を漂流したのち、岩などの固い場所に付着して成長します。この性質を利用し、養殖業ではプラスチック製のパイプにホタテの貝殻を設置し、そこにカキの幼生を付着させて育てます。しかし、カキの収穫や洗浄、分別の作業中にこのプラスチックパイプが海に流出し、海岸に漂着することがあります。これらは「海洋プラスチックごみ」となり、海の環境に悪影響を与える要因の一つです。



カキの養殖の様子



海岸に漂着したカキ養殖パイプ

〔写真出典：ひろしまリード <https://hread.home-tv.co.jp/post-394482/>〕

②回収と再利用

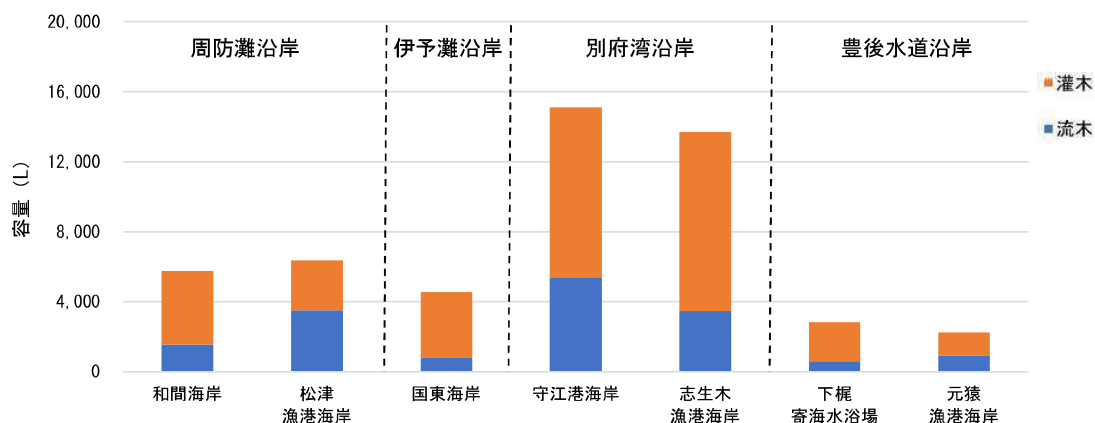
カキの養殖量が日本一である広島県では、養殖パイプの再利用も行われています。

一例として、とあるスーパーマーケットでは、海岸に流れ着いたごみの中でも、特にカキの養殖に使われていたプラスチックパイプを再利用して、買い物かごを作る取組が行われています。

プラスチックごみをうまく資源として活用すれば、環境に優しい社会づくりにもつながります。

(4) 調査結果（自然ごみの状況（容量））

海岸ごみのうち、流木や灌木などの自然ごみについて、調査地点別の容量が最も大きかったのは別府湾沿岸の守江港海岸でした。



注：令和6年度に実施した全7地点、2回の総数(容量)をもとに示しています。

図 3-6 自然ごみの容量の集計結果

(5) 調査地点ごとの調査結果

実態調査の結果、海岸ごみが少なかった海岸の中には、市やボランティアによる定期的な清掃活動が行われている海岸もあります。

また、今回実態調査を行っていない多くの海岸においても、同様の清掃活動が行われています。

調査地点ごとの調査結果は次頁のとおりです。

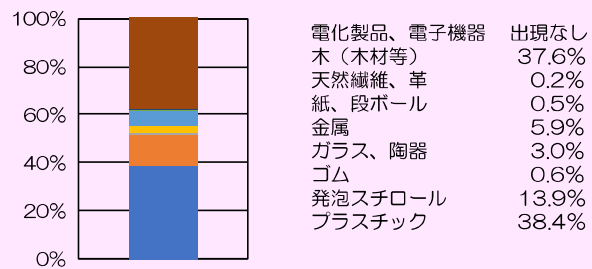
なお、人工ごみの組成割合については、各地点の2回の合計容量より求めています。

周防灘沿岸の状況

和間海岸（宇佐市）

周防灘に面する砂浜で、干潮時には干潟が見られます。人口ごみの全容量のうち、プラスチック類の占める割合が他の調査地点と比較してそれほど高くなく、木（木材等）の割合が比較的多くを占めていました。

人口ごみの容量：266.0L
人口ごみの重量：33.9kg
人口ごみの個数：411 個



海岸の様子（令和 6 年 12 月）

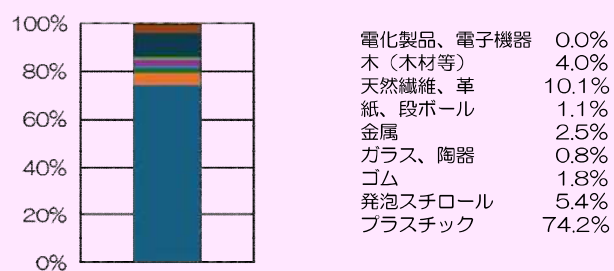


収集した海岸ごみ（令和 6 年 12 月）

松津漁港海岸（豊後高田市）

周防灘に面する磯浜で、周囲では岩盤が露出しています。調査を行った 7 地点の中で、2 番目に人口ごみが多い海岸です。人口ごみの全容量のうち、プラスチック類の占める割合が高く、漁網やロープ等の漁業由来と推測される人口ごみが比較的多くみられました。

人口ごみの容量：551.4L
人口ごみの重量：46.2kg
人口ごみの個数：832 個



海岸の様子（令和 6 年 12 月）



収集した海岸ごみ（令和 6 年 12 月）

伊予灘沿岸の状況

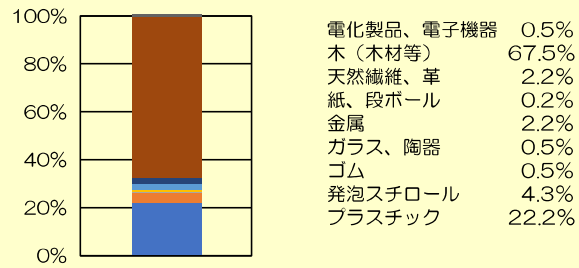
国東海岸（小原地区）（国東市）

伊予灘に面しており、長い砂浜がみられます。調査を行った 7 地点の中で、人口ごみが最も少ない海岸です。人口ごみの全容量のうち、プラスチック類の占める割合が他の調査地点と比較してそれほど高くなく、木（木材等）の割合が多く占めていました。

人口ごみの容量：41.5L

人口ごみの重量：7.9kg

人口ごみの個数：263 個



海岸の様子（令和 6 年 10 月）



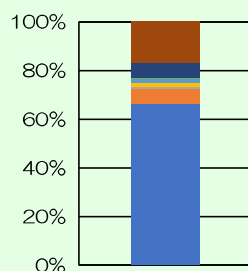
収集した海岸ごみ（令和 6 年 10 月）

別府湾沿岸の状況

守江港海岸（納谷地区）

別府湾に面しており、長い砂浜がみられます。調査を行った 7 地点の中で、自然ごみが最も多い海岸です。人工ごみの全容量のうち、プラスチック類の占める割合が高く、食品包装袋等の家庭由来と推測される人工ごみが、比較的多くみられました

人口ごみの容量：309.9L
人口ごみの重量：31.8kg
人口ごみの個数：1570 個



電化製品、電子機器	出現なし
木（木材等）	16.8%
天然繊維、革	6.1%
紙、段ボール	0.7%
金属	1.7%
ガラス、陶器	1.0%
ゴム	1.4%
発泡スチロール	6.3%
プラスチック	66.0%



海岸の様子（令和 6 年 10 月）

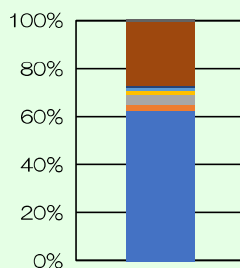


収集した海岸ごみ（令和 6 年 10 月）

志生木漁港海岸（大分市）

別府湾に面しており、長い砂浜が見られます。調査を行った 7 地点の中で、人口ごみが最も多い海岸です。人口ごみの全容量のうち、プラスチック類の占める割合が高く、カキ養殖用のまめ管やパイプが比較的多くみられました。

人口ごみの容量：809.8L
人口ごみの重量：106.8kg
人口ごみの個数：5300 個



電化製品、電子機器	0.2%
木（木材等）	26.8%
天然繊維、革	0.4%
紙、段ボール	0.3%
金属	1.7%
ガラス、陶器	1.1%
ゴム	4.6%
発泡スチロール	2.0%
プラスチック	62.9%



海岸の様子（令和 6 年 10 月）



収集した海岸ごみ（令和 6 年 10 月）

豊後水道沿岸の状況

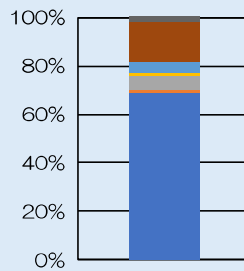
下梶寄海水浴場（佐伯市）

豊後水道に面しており、長い磯浜が見られます。海水浴場として利用され、キャンプ場に隣接しています。人口ごみの全容量のうち、プラスチック類の占める割合が高く、ロープやルアー等の釣り具が比較的多くみられました。

人口ごみの容量：262.9L

人口ごみの重量：54.9kg

人口ごみの個数：728 個



電化製品、電子機器	1.5%
木（木材等）	16.5%
天然繊維、革	出現なし
紙、段ボール	0.2%
金属	4.7%
ガラス、陶器	1.3%
ゴム	5.3%
発泡スチロール	1.6%
プラスチック	68.8%



海岸の様子（令和 6 年 10 月）



収集した海岸ごみ（令和 6 年 10 月）

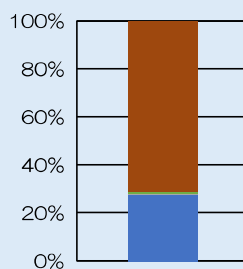
元猿漁港海岸（元猿地区）（佐伯市）

日向灘に面しており、長い砂浜がみられます。調査を行った 7 地点の中で、人口ごみが 2 番目に少ない海岸です。海水浴場として利用されており、地域の皆さんによる清掃活動が定期的に行われています。

人口ごみの容量：99.8L

人口ごみの重量：20.9kg

人口ごみの個数：114 個



電化製品、電子機器	出現なし
木（木材等）	71.1%
天然繊維、革	0.1%
紙、段ボール	0.2%
金属	0.3%
ガラス、陶器	0.1%
ゴム	0.3%
発泡スチロール	0.4%
プラスチック	27.5%



海岸の様子（令和 6 年 12 月）



収集した海岸ごみ（令和 6 年 12 月）

コラム5 ～全国での海岸ごみの発生状況～

環境省では、漂着ごみ対策を適切に進めるため、平成 22 年度から 26 年度まで全国の 7 海岸で漂着ごみの継続的なモニタリングを行ってきました（調査対象地域は、次の 7 箇所。沖縄県石垣市、茨城県神栖市、長崎県対馬市、山口県下関市、石川県羽咋市、鹿児島県南さつま市、兵庫県淡路市）。

平成 27 年度から平成 31 年度は、毎年度全国 10 地点、合計 31 箇所のモニタリング調査を行ってきました。

平成 27 年度から平成 31 年度では、これらのいずれの地点においても、人工ごみでは、プラスチック類が多い傾向がみられています。

また、調査地点のうち、日本海側に位置する地点では、中国や韓国等の外国からの漂着物が多い傾向がみられています。

「平成 27～31 年度 漂着ごみ対策総合検討業務報告書（環境省）」より

（6）危険ごみの確認状況

海岸漂着危険物として、図 3-7 に示す注射器や金属塊などがこれまでの調査で確認されました（写真）。海岸ごみの中には、この他にもガスボンベや信号弾などの危険物が含まれていることもあり、日本ではこれらによる事故も発生しています。

海岸漂着危険物から海岸利用者を守るため、国ではガイドラインやハンドブックをとりまとめています。



図 3-7 危険ごみ

コラム 6 ～危険な海岸ごみ～

海岸に漂着する危険物から海岸利用者を守るため、国では、海岸管理者向けの「海岸漂着危険物対応ガイドライン」や利用者向けの「海岸漂着危険物ハンドブック」がとりまとめられ、公開されています。これらは、以下のホームページから入手することができます。

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/#kaigan

「海岸漂着危険物対応ガイドライン（平成 21 年 6 月）」（抜粋）

1.4 海岸漂着危険物の種類

(1) 海岸漂着危険物の種類

漂着ゴミ等の中から危険物を分類し、表 1.3(1)に危険物種別表を示した。また、国際連合では、これらの危険物の危険有害性を示す警告表示（表 1.4 参照）を貼付・表示しており、このマークから危険有害性を推定することができる。しかし、漂流中にこれらのマークが割れてしまったり、危険物でもマークがつけられていないものがあるほか、容器の表示と中身が異なる事例もあることに注意を要する。

表 1.3(1) 危険物種別表

品名	危険物種別表
引火性液体	燃える液体（ガソリン、灯油、オイル、重油等） 1, 2, 3, 4
引火性固体	可燃性のもの（発泡剤、発火剤、引火剤、引火剤） 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14
腐食性	腐食性のもの（硫酸、硝酸、塩酸、過酸化水素、漂白剤等） 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100

- 9 -

表 1.3(2) 危険物種別表

品名	危険物種別表
引火性液体	燃える液体（ガソリン、灯油、オイル、重油等） 1, 2, 3, 4
引火性固体	可燃性のもの（発泡剤、発火剤、引火剤、引火剤） 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14
腐食性	腐食性のもの（硫酸、硝酸、塩酸、過酸化水素、漂白剤等） 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100

写真提供：「4」：内閣府環境局、「6」：環境省環境政策本部、「7」：環境省環境政策本部、「8」：環境省環境政策本部、「9」：環境省環境政策本部、「10」：環境省環境政策本部、「11」：環境省環境政策本部、「12」：環境省環境政策本部、「13」：環境省環境政策本部、「14」：環境省環境政策本部、「15」：環境省環境政策本部、「16」：環境省環境政策本部、「17」：環境省環境政策本部、「18」：環境省環境政策本部、「19」：環境省環境政策本部、「20」：環境省環境政策本部、「21」：環境省環境政策本部、「22」：環境省環境政策本部、「23」：環境省環境政策本部、「24」：環境省環境政策本部、「25」：環境省環境政策本部、「26」：環境省環境政策本部、「27」：環境省環境政策本部、「28」：環境省環境政策本部、「29」：環境省環境政策本部、「30」：環境省環境政策本部、「31」：環境省環境政策本部、「32」：環境省環境政策本部、「33」：環境省環境政策本部、「34」：環境省環境政策本部、「35」：環境省環境政策本部、「36」：環境省環境政策本部、「37」：環境省環境政策本部、「38」：環境省環境政策本部、「39」：環境省環境政策本部、「40」：環境省環境政策本部、「41」：環境省環境政策本部、「42」：環境省環境政策本部、「43」：環境省環境政策本部、「44」：環境省環境政策本部、「45」：環境省環境政策本部、「46」：環境省環境政策本部、「47」：環境省環境政策本部、「48」：環境省環境政策本部、「49」：環境省環境政策本部、「50」：環境省環境政策本部、「51」：環境省環境政策本部、「52」：環境省環境政策本部、「53」：環境省環境政策本部、「54」：環境省環境政策本部、「55」：環境省環境政策本部、「56」：環境省環境政策本部、「57」：環境省環境政策本部、「58」：環境省環境政策本部、「59」：環境省環境政策本部、「60」：環境省環境政策本部、「61」：環境省環境政策本部、「62」：環境省環境政策本部、「63」：環境省環境政策本部、「64」：環境省環境政策本部、「65」：環境省環境政策本部、「66」：環境省環境政策本部、「67」：環境省環境政策本部、「68」：環境省環境政策本部、「69」：環境省環境政策本部、「70」：環境省環境政策本部、「71」：環境省環境政策本部、「72」：環境省環境政策本部、「73」：環境省環境政策本部、「74」：環境省環境政策本部、「75」：環境省環境政策本部、「76」：環境省環境政策本部、「77」：環境省環境政策本部、「78」：環境省環境政策本部、「79」：環境省環境政策本部、「80」：環境省環境政策本部、「81」：環境省環境政策本部、「82」：環境省環境政策本部、「83」：環境省環境政策本部、「84」：環境省環境政策本部、「85」：環境省環境政策本部、「86」：環境省環境政策本部、「87」：環境省環境政策本部、「88」：環境省環境政策本部、「89」：環境省環境政策本部、「90」：環境省環境政策本部、「91」：環境省環境政策本部、「92」：環境省環境政策本部、「93」：環境省環境政策本部、「94」：環境省環境政策本部、「95」：環境省環境政策本部、「96」：環境省環境政策本部、「97」：環境省環境政策本部、「98」：環境省環境政策本部、「99」：環境省環境政策本部、「100」：環境省環境政策本部

- 10 -

「海岸漂着危険物ハンドブック（抜粋）」

安全な海岸利用のため、海岸漂着危険物の種別や危険性が分かりやすく記載されています。

やくひん のうやく えきたい はい ようき 薬品・農薬・液体が入っている容器

- ◎浜辺に落ちているポリタンクやペットボトルなどには、強い化学薬品（塩酸など）や燃えやすい液体（ガソリン・灯油・オイルなど）が入っていることがあります。
- ◎外国語や化学記号、ドクロマークが書かれた容器には、人体に有害な薬品が入っていることがあります。
- ◎中に入っている化学薬品に触ったり、吸い込んだりすると、火傷や皮膚がたれたり、呼吸が苦しくなったり、目を痛めることがあります。
- ◎また、燃えやすい液体の場合、火を近くでつけたりすると引火したり爆発したりして、火傷やケガをすることがあります。



写真提供：長崎県

危険物のシンボルマーク GHSシンボルマーク

(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)

下のマークがついているものは、爆発するもの、火がつきやすいもの、毒性があるもの、発がん性があるもの、海の環境に害をなすものなどを示しています。容器に下のマークが付いたら触らないようにしましょう。



出典：環境省HP

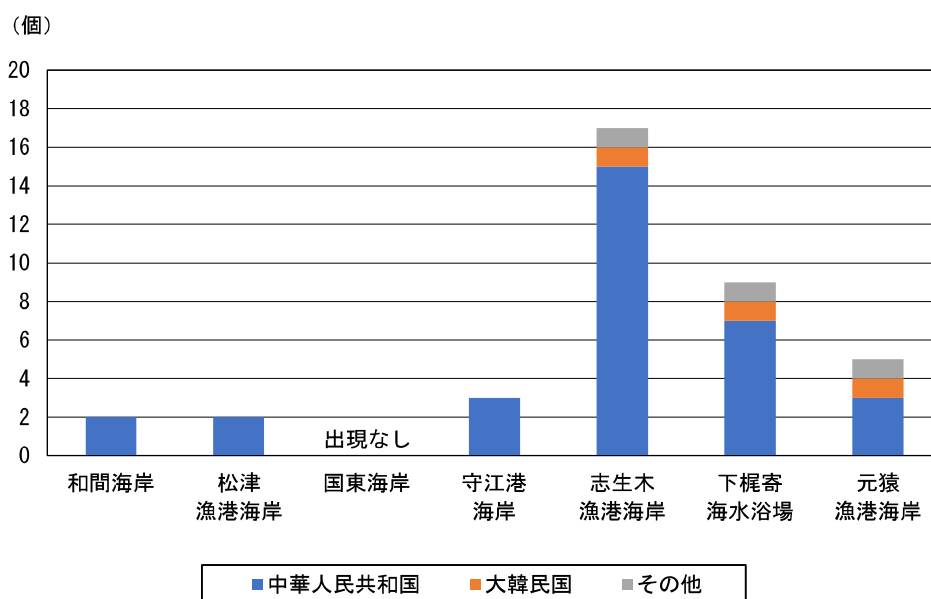
(7) 外国製品の海岸ごみの確認状況

外国製品の海岸ごみについて、調査地点別・国別の海岸ごみの状況を図 3-8 に示します。外国製品の海岸ごみが最も多かったのは別府湾沿岸の志生木漁港海岸で、県の南側の調査地点で多い傾向がみられました。

令和 6 年度の調査で確認された外国製品の海岸ごみの数（38 個）は、人工ごみ全体の約 0.4%でした。

国別では、中国（台湾を含む）から漂着したと推定されるごみが多くみられました。

ただし、外国製品の海岸ごみについては、船舶からの投棄や輸出入品の容器の流出等の要因も考えられるため、発生源については不明な点もあります。



注：令和 6 年度に実施した全 7 地点、2 回の総数(個数)をもとに示しています。

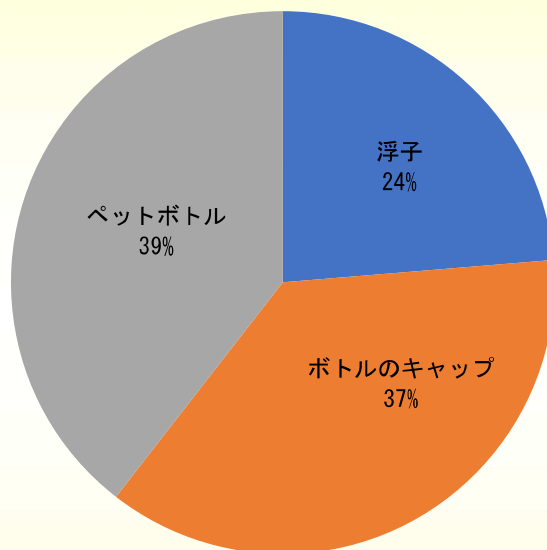
図 3-8 外国製品の海岸ごみの状況(令和 6 年度：調査地点別・国別)

コラム 7 ～外国製品の海岸ごみ～

令和 6 年度に 2 回実施した実態調査では、7 地点のうち 6 地点で外国製品の海岸ごみが確認されました。

また、令和 6 年度に海岸管理者に対して行ったアンケートでは、「特に海岸の発生物が多いと思われる海岸」として回答があった 55 海岸のうち、24%の海岸で「外国製品の海岸ごみがある」、58%の海岸で「分からない」との回答が得られました。

令和 6 年度の実態調査で確認された外国製品の海岸ごみの種類では、下図に示すとおり、ペットボトルやボトルのキャップが比較的多くみられました。また、浮子といった海外製の漁具、の漂着もみられています。



注：組成割合は、令和 6 年度に実施した全 7 地点、2 回の総数をもとに示しています。

図 外国製品の海岸ごみの内訳

ただし、船舶からの投棄や輸出入品の容器の流出等の可能性も考えられ、これらの発生箇所や流出の形態については、不明な点もあります。

3. 海岸ごみの特徴（調査結果のまとめ）

現地調査より得られた大分県における海岸ごみの特徴を以下に示します。

大分県の海岸ごみの特徴

- ・調査地点ごとの海岸ごみの量にはばらつきがありますが、いずれの地点においても人工ごみに比べて自然ごみが多い傾向が見られました（容積での比較）。
- ・令和 6 年度の調査では、各地点の 2 回の人工ごみの総量は 41.5L～809.8L であるのに対し、自然ごみの総量は 2,251～15,115L であり、海岸ごみの多くは自然ごみが占めていました。
- ・自然ごみの多くは、流木・灌木でした。令和 6 年の調査では 10 月と 12 月に調査を行いました。10 月に実施した調査で多くの自然ごみがみられました。この要因としては、令和 6 年 8 月 30 日に大分県に最接近した台風 10 号による影響が考えられます。
- ・人工ごみは多くの地点でプラスチック類が最も多く、人工ごみの 62% を占めていました※1。
- ・プラスチック類の海岸ごみの 16% は漁具等の海域で発生するもので、それ以外の 84% は、プラスチックの破片等の陸域で発生するものでした。
- ・細かいプラスチック類の破片から大型のものまで、大きさや形状が様々であり、また、家電等、不法投棄によるものと思われる海岸ごみもみられました。
- ・清掃活動を定期的に実施している国東海岸や元猿漁港海岸ではごみが少なく、清掃活動の実施が漂着物量の減少につながっているものと考えられます。
- ・一方で、志生木漁港海岸では清掃活動が毎年実施されているものの、多くの人工漂着物が確認されました。志生木漁港海岸では市街地からも近く、近隣区域から漂着するごみの量も多いと推測されることから、漂着物の回収対策に加え、発生源対策も含めた対応が望まれます。

※1：人工ごみの総数に占めるプラスチック類の容量の割合

4. 海岸ごみの発生量(推計値)

実態調査結果及び海岸延長を用いて、大分県全域における海岸ごみの量を推計しました。令和 6 年度の調査結果に基づく県全域の海岸ごみの推計値は表 3-2 に示すとおり、約 1,250 万 L～4,050 万 L であり、時期により大きな変動がみられました。なお、令和 6 年 10 月の推計値 4,050 万 L は標準的な小学校の 25m プール 62 杯分※1 に相当するものです。

また、平均値での比較では、過年度に実施した令和元年度調査や平成 26 年度調査の推計値よりも人工ごみ、自然ごみともに少なくなりました。

ごみが今年度の調査で少なかった理由としては、地域の方々による清掃活動の効果（回収量の増加）及び海ごみ学習用冊子（つながる海みんなの自然改訂版）等による啓発活動（発生量の減少）の効果が表れた結果と考えられます。

ただし、令和 6 年度に海岸管理者に対して行ったアンケートでは、7 割以上の管理者から「管理している海岸で海岸漂着物が問題になっている」もしくは「今は問題ではないが、将来的に問題になると考えている」との回答があり、継続した漂着物対策の実施が望まれています。

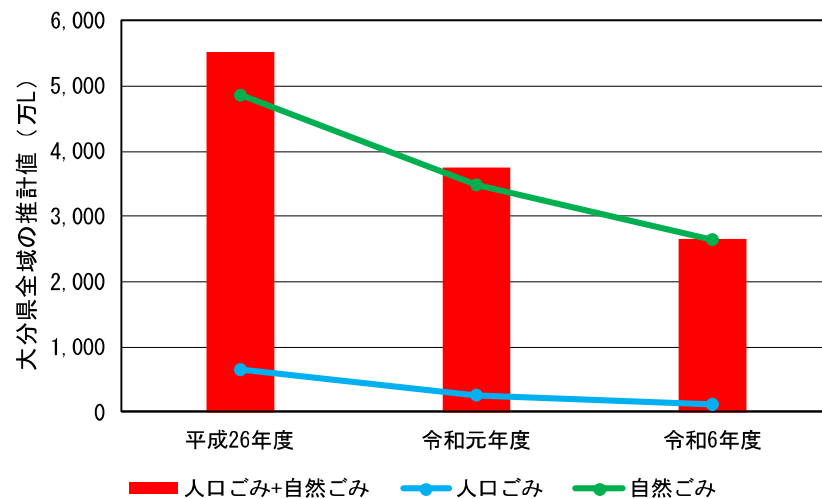
※1：標準的な小学校の 25m プール： $17.5\text{m} \times 25\text{m} \times 1.5\text{m} = 656.25\text{m}^3 = \text{約 } 65.6 \text{ 万 L}$

表 3-2 漂着物推計値（大分県全域の推計値）

容量(万 L)

区分		平均値※	8月	9月	10月	12月
人工ごみ+自然ごみ	令和 6 年度	2,651	-	-	4,050	1,251
	R 元年度	3,756	4,139	3,738	2,188	4,957
	H26 年度	5,513	5,477	2,288	9,563	4,723
人工ごみ	令和 6 年度	119	-	-	151	88
	R 元年度	264	528	232	123	102
	H26 年度	654	822	414	909	516
自然ごみ	令和 6 年度	2,651	-	-	3,900	1,163
	R 元年度	3,492	3,612	3,506	1,995	4,855
	H26 年度	4,847	4,655	1,873	8,654	4,207

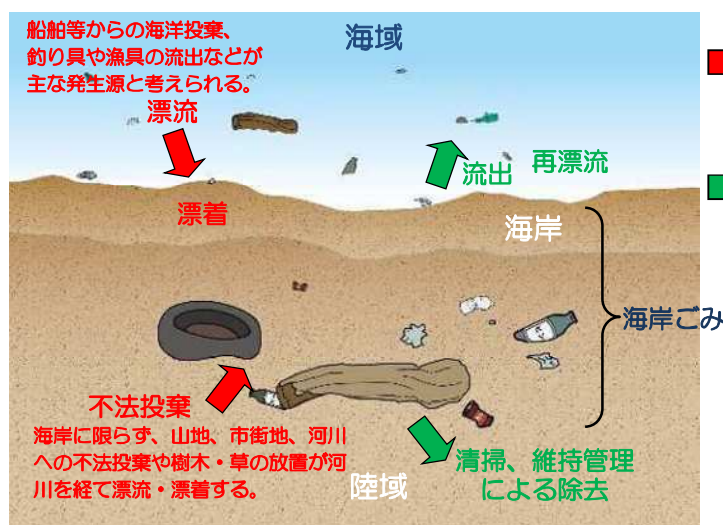
注：平均値は、令和 6 年度が 2 回調査の平均、令和元年度及び平成 26 年度が 4 回調査の平均を示します。



注：グラフの数値は各調査年度の調査結果の平均値を示します

図 3-9 大分県全域における海岸ごみ（推計値）の経年変化

〈海岸ごみの増加・減少イメージ〉



：海岸ごみの増加となる要因

- ・洪水・台風等の自然現象による漂着
- ・河川や海岸への不法投棄

：海岸ごみの減少となる要因

- ・洪水・台風等の自然現象による流出
- ・清掃、維持管理による除去

※上記以外に、海岸の地形や構造等も海岸ごみの変動に影響すると考えられる。

〈啓発資料 つながる海みんなの自然改訂版〉

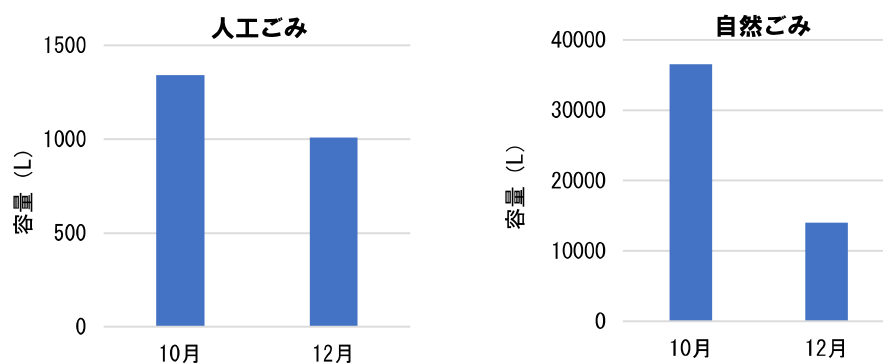


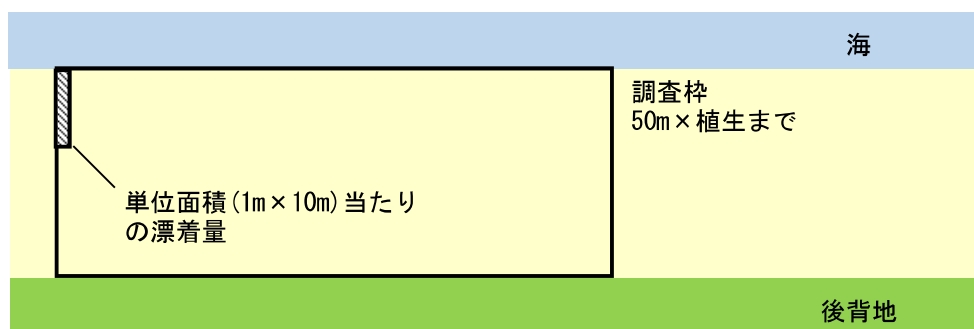
図 3-10 ごみの季節変化(令和 6 年度 実態調査 7 地点の月合計値)

〈参考〉推計方法

県内 7 箇所の地点における調査結果から大分県全域の沿岸の海岸ごみの量を推計しました。（調査は令和 6 年 10 月、12 月の 2 回実施）

調査地点ごとに調査枠を設け、各回ごとにその枠内の海岸ごみの量を集計し、その集計結果から沿岸ブロックごとの海岸ごみの量を推計しました。

【調査方法】 調査枠は 50m×植生まで



【漂着物の推計式】 単位面積当たりの漂着量（調査結果÷調査枠の面積×10）
×各沿岸域の海岸延長距離

- ・海岸延長は、海岸統計に基づき、769.4km としました。
- ・ブロック区分は、以下に示す「周防灘沿岸」、「伊予灘沿岸」、「別府湾沿岸」、「豊後水道沿岸（日向灘沿岸を一部含む）」の 4 ブロックとしました。



「瀬戸内海の概況（せとうちネット HP 令和 7 年 6 月閲覧）」をもとに作成

図 3-11 豊前豊後沿岸及び豊後水道西沿岸におけるブロック区分

コラム 8 ～海岸ごみの季節変動について～

実態調査の結果から、漂着ごみ（特に自然ごみ）は大雨や台風の接近後に河川からの流入により、短期間で大幅に増加する傾向がみられています。

大雨や台風によって発生する大量の漂着ごみは、海岸の景観への影響に加え、港への漂着により船舶が出港できなくなるため、漁業関係者にも大きな影響を与えます。

また、流木や竹などの大きくて重いごみも多く、量も多いため、人力での回収が困難であり、重機等による回収が必要でコストが非常にかかります。



令和 6 年台風 10 号通過後の海岸の状況

近年の温暖化の影響もあり、九州北部地方では 3 時間降水量 100mm 以上の短時間強雨の発生回数は増加傾向にあり、最近 10 年間の平均年間発生回数は、統計期間の最初の 10 年間と比べて約 1.6 倍に増加しています。

そのため、こうした被害は今後も継続することが想定され、対策が求められています。



〔出典：九州・山口県のこれまでの気候の変化（福岡管区気象台 HP）〕

短時間強雨の発生回数（九州北部）

5. これまでの取組

(1)「海岸ごみの円滑な処理の推進」に関する取組

- ① 県や市町村では、「海岸漂着物地域対策推進事業」及び「災害パッケージ関連事業」により、流木等の撤去、海岸清掃、看板設置などを行いました。

<海岸漂着物地域対策推進事業の実績>

年度	大分県	処理量	市町村	処理量
令和2年度	県土木事務所等 2 機関	418t	7 市村	1149t
令和3年度	県土木事務所等 5 機関	824.39t	5 市村	499.18t
令和4年度	県土木事務所等 3 機関	137.75t	8 市村	881.21t
令和5年度	県土木事務所等 7 機関	122.59t	7 市村	608.04t
令和6年度	県土木事務所等 3 機関	901.95t	7 市村	424.09t

<災害パッケージ関連事業>

年度	大分県	処理量
令和2年度	県土木事務所等 9 機関	248t
令和3年度	利用なし	-
令和4年度	県土木事務所等 8 機関	548.67t
令和5年度	利用なし	-
令和6年度	県土木事務所等 5 機関	207.79t

- ② 県では、「森と海をつなぐ環境保全推進事業」（実施主体：NPO法人、自治会等）により、海岸等に漂着した流木等のボランティアによる回収・撤去を支援しました。

＜森と海をつなぐ環境保全推進事業の実績（ボランティア団体）＞

年度	実施団体数	実施件数	参加者数	処理量
令和2年度	5団体	5団体	1,216人	132m ³
令和3年度	12団体	12団体	3,488人	91.8m ³
令和4年度	10団体	10団体	2,721人	126m ³
令和5年度	11団体	11団体	3,001人	159.1m ³
令和6年度	9団体	9団体	2,971人	95.1m ³

- ③ 県では、「森と海をつなぐ環境保全推進事業」（流木等被害対策緊急防除事業 実施主体：大分県漁業協同組合）により、漁港・港湾の泊地、船溜内に滞留し漁船等の航行の障害となる流木等の緊急的な回収・撤去を支援しました。

＜森と海をつなぐ環境保全推進事業の実績（漁業協同組合）＞

年度	延べ実施支店数	延べ実施港数	処理量
令和2年度	1支店	18港	54m ³
令和3年度	1支店	18港	54m ³
令和4年度	1支店	18港	54m ³
令和5年度	1支店	18港	54m ³
令和6年度	1支店	18港	54m ³

- ④ 県や市町村では、災害の激甚化や頻発化により発生した大量の流木について、「海岸漂着物地域対策推進事業」や「公共土木施設災害復旧事業」、「災害廃棄物処理事業費補助金」などにより、回収処理に取り組んできました。

〈令和 6 年台風 10 号 海岸漂着物回収状況〉

令和 7 年 7 月 1 日現在

実施主体	実施海岸	総事業費（円）	概算処理量（m ³ ）
県	国東港海岸	5,440,000	141
	別府港海岸	27,210,000	1,138
	重藤内田海岸	11,022,000	395
	来浦海岸	4,444,000	320
	宇佐海岸	9,700,000	3
	国東海岸	11,293,000	183
	安岐海岸	2,457,000	64
	大分海岸	13,090,000	308
	保戸島漁港	1,404,700	7
	佐賀関漁港	1,482,800	8
	国東港（富来地区・武蔵地区）	8,231,300	18
	大分港（住吉地区・西大分地区）	3,628,000	69
	守江港海岸（納屋地区・灘手地区）	3,075,600	37
	津久見港（青江地区・徳浦地区）	484,000	3
	臼杵港（下り松地区・諏訪地区）	7,425,000	66

近年発生した豪雨のうち、令和6年台風10号(8月28～30日)豪雨では、大分市で206.0mm(24時間降水量)を記録するなど、周辺市町村で相当量の降雨がありました。

降雨により大分川等へ流入した膨大な量の流木等が、潮流により国東半島から別府湾にかけての広範囲にわたり漂着し、大きな被害が発生しました。「海岸漂着物地域対策推進事業」などの制度を用いて、これらの発生した流木等の回収を行いました。

〈令和6年台風10号通過後の大分県内の海岸の状況〉



宇佐海岸（宇佐市）



国東港海岸（国東市）



国東海岸（国東市）



来浦海岸（国東市）



重藤内田海岸（国東市）



安岐海岸（国東市）



別府港海岸（別府市）



大分海岸（大分市）

- ⑤ 県では、平成 25 年度以降の水産多面的機能発揮対策事業（令和 7 年度より「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」に名称変更）により、藻場・干潟の維持・管理を図るとともに海洋汚染等の原因となる漂流・漂着物、堆積物等の処理に取り組む活動組織を支援しました。

〈漂流・漂着物、堆積物等の処理実績〉

年度	実施市町村数	実施件数	参加者数	実施面積
令和 2 年度	4	8 件	741 人	1,633.6ha
令和 3 年度	4	9 件	789 人	2,086.7ha
令和 4 年度	4	8 件	633 人	51.7ha
令和 5 年度	4	8 件	752 人	52.2ha
令和 6 年度	4	8 件	730 人	51.7ha

(2)「効果的な発生抑制対策の推進」に関する取組

- ① 市町村では、「市町村不法投棄防止対策等支援事業」により、看板や監視カメラの設置、監視員の配置等の監視活動を行うとともに、不法投棄物の撤去を行いました。

＜種類別の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）＞

品目	不法投棄件数					苦情処理件数				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
廃プラスチック	26	21	21	12	13	19	19	17	12	15
木くず	26	15	22	16	13	17	20	16	14	13
がれき類	30	18	24	18	15	20	18	20	14	17
その他	28	25	39	21	13	23	22	34	20	15
合計	110	79	106	67	54	79	79	87	60	60

注：概ね年間10件未満の項目はその他としました。なお、大分市は除いています。

＜地域別産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）＞

地域	不法投棄件数					苦情処理件数				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
国東地域	5	8	8	3	7	7	6	5	4	4
大分中央地域	8	7	3	6	7	5	6	11	10	12
県南地域	4	5	4	4	6	2	8	5	3	3
大野地域	15	8	5	5	3	11	10	2	2	8
日田玖珠地域	10	4	5	3	1	7	3	1	1	3

注：地域の内訳は以下のとおりです。なお、大分市は除いています。

国東＝国東、大分中央＝東部・由布、県南＝中部・南部、大野＝豊肥、日田玖珠＝西部
県北＝北部・豊後高田

② 3Rの推進

県では、プラスチックごみ削減の取組として令和5年8月に「プラごみゼロ宣言」を行い、公共施設等にペットボトルキャップの回収ボックスを設置するなど、リサイクル促進に向けた活動を実施しました。

また、3R推進月間にあわせ、環境意識の向上を図るため、九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」を活用したポイントキャンペーンを展開するとともに、テレビCMを放送するなど、広く県民に向けた普及啓発活動を行いました。

③ 清掃船による回収

公益社団法人別府湾をきれいにする会では、大分港住吉泊地に基地を置く清掃船「清海」を運航しており、国東市（富来港）から津久見市（保戸島・四浦半島）に至る沿岸海域を清掃海域とし、年間約 130～200 日（令和 6 年度 149 日）、海域のパトロールを行いながら、浮遊ごみ等の回収事業に取り組んできました。

同会では、小学生や市民グループ等を対象とした「清海」の体験乗船を実施し、自然環境や海上交通の安全確保についての啓発活動を行いました。

<清海による回収実績>

年度	回収量	体験乗船会
令和 2 年度	844m ³	1 団体 参加者 42 人
令和 3 年度	441m ³	11 団体 参加者 281 人
令和 4 年度	279m ³	7 団体 参加者 137 人
令和 5 年度	135m ³	7 団体 参加者 143 人
令和 6 年度	205m ³	10 団体 参加者 151 人

〔出典：公益社団法人 別府湾をきれいにする会 ホームページ〕



「清海」による流木回収の様子



体験乗船の様子

国土交通省九州地方整備局関門航路事務所では、清掃兼油回収船「がんりゅう」（北九州港）を運航しており、響灘海域から周防灘海域までを担務海域として、洋上の流木等の浮遊ごみの回収に取り組んできました。

＜がんりゅうによる回収実績＞

年度	回収量	陸揚回数	備考
令和 2 年度	357m ³	12	R2.7 八代豪雨
令和 3 年度	87m ³	16	
令和 4 年度	77m ³	4	
令和 5 年度	245m ³	9	
令和 6 年度	362m ³	12	



清掃兼油回収船「がんりゅう」



多関節クレーンを使った流木回収の様子



- ④ 大分海上保安部では、洋上に漂流する大型の流木等が船舶航行の妨げにならないよう、県や市町村の関係機関と連携して円滑な回収に取り組んできました。



流木（大分港大野川河口）



冷蔵庫（別府観光港沖 1 海里）

- ⑤ 国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所では、河川における取組として、台風や集中豪雨の影響により、大分川や大野川の下流域等に流れ着いた塵芥の回収に取り組んできました。



大野川 大野川橋上流左岸



大分川 滝尾橋下流左岸



七瀬ダム ダム湖内

令和 6 年台風 10 号の影響による塵芥の発生状況

- ⑥ 県では、河川愛護月間（毎年7月）に、国や市町村、地域と一体となって、河川の清掃活動や堤防の草刈りなど、様々な活動に取り組んできました。



番匠川水系中江川での佐伯土木事務所とボランティア団体による清掃活動（佐伯市）



彦の内川での市職員、建設業協会、漁業協同組合協働による草刈活動（津久見市）

(3)「県民みんなで進めるきれいな海岸づくり」に関する取組

① 県内の各海岸では、行政、NPO法人、自治会、漁業関係者、民間企業などによって、海岸清掃が行われています。

県内では、おおいたうつくし海岸クリーンアップ作戦（令和7年度より「グリーンアップおおいた海岸クリーンアップ作戦」に名称変更）として、きれいな海岸づくりに向けた県民意識の醸成と活動のすそ野の拡大を目指して、県民あがての海岸清掃活動に取り組んできました。

5月30日（ごみゼロの日）から海の日までをきれいな海岸づくり強化期間とし、新聞広告での広報や活動費の助成、参加者へのタオルなどの記念品の配布を行いました。

令和6年度は、年間を通じて県内約100箇所では約17,500人が海岸清掃活動に参加しました。



長洲海岸（中津市）での清掃活動



臼杵市での清掃活動



海岸づくり強化期間で配布した記念タオル

② 県では、「海岸愛護月間」（毎年7月）に、市町村、NPO法人等と協働して海岸清掃を実施するとともに、海ごみ学習用冊子、ポスター配布による海岸愛護の推進を図ってきました。

また、子ども達を対象に「マリンスクール」を開催し、海辺の勉強会、海中の生き物とのふれあい活動等を通じて、海を大切にしながら安全に利用することを学習し、海岸美化活動に興味を持ってもらう施策を行っています。





マリンスクール'25

～きれいな川・海づくりの推進～

主催：大分県 協賛：一般社団法人大分県ライフセービング協会

令和7年

7月20日(日)

9:30～12:00

※受付を9:00より開始します。

※雨天順延 令和7年7月27日(日)

場所 大分市田ノ浦ビーチ

準備物 水筒(スポーツドリンク等の塩分を含んだ水分)、帽子、タオル、濡れてよい靴(マリンシューズ等)

【ご注意】 虫やカブトムシ等の生き物は持ち込まないでください。また、ゴミの持ち込みもご遠慮ください。

※フローティングシュノーケル参加者は泳ぎやすい服装

対象 小学生

定員 40名

※それぞれ氏名とし、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

申込締切 7月9日(水)

お問い合わせ・お申し込み

大分県土木建築部 河川課 企画調査班
TEL: 097-506-4593(平日9:00～17:00)
E-mail: a17200@pref.oita.lg.jp

インターネット申し込み専用フォーム
https://www.pref.oita.jp/ishiki/2730/marinschool2025.html

一般社団法人大分県ライフセービング協会
TEL: 097-578-8567 E-mail: info@ola-aloha.net

参加料 無料!!

田ノ浦の海をのぞいてみよう!!

タイムスケジュール

① 集合 9:30 田ノ浦の海をのぞいてみよう!!

② フローティングシュノーケル体験 (30分)

③ 清掃活動 (30分)

④ 解散 12:00

※雨天順延の場合は、7月27日(日)に実施いたします。

マリンスクール終了後、希望者は海上清掃船『清海』の体験乗船ができます!!

体験乗船をご希望の方は、マリンスクールのお申し込みの際に併せてお申し込みください。船、運航費、清掃活動に必要となる服装、種がけりとさせていただきます。

＜マリンスクールの様子＞

- ③ NPO法人、自治会、学校、民間企業、漁業関係者、商工会、スポーツ関係者など様々な団体や個人が、県内各地の海岸でボランティアによる清掃活動に取り組んできました。

令和7年度のアンケート調査で回答を得た団体について次頁以降に紹介します。

～特定非営利活動法人 水辺に遊ぶ会～

設 立 年 月 日	1999 年 7 月 1 日	主な参加者	一般市民
主 な 活 動 場 所	◇大分県中津市 小祝漁港、三百間海岸、大新田海岸、中津港、天貝川河口、鍋島海岸など ◇福岡県吉富町、豊前市 三毛門海岸、宇島港		
活 動 内 容	瀬戸内に残された生き物たちの楽園「中津干潟」の保全を中心に大分県中津市周辺の水辺の環境保全活動を行っている。		
活動状況			
 ビーチクリーン（R7.05@大新田海岸）  干潟観察会（R7.05@大新田海岸）			

～間越地区活性化推進協議会～

設 立 年 月 日	2002 年	主な参加者	地域住民、小学生
主 な 活 動 場 所	◇大分県佐伯市 間越海岸		
活 動 内 容	海岸清掃活動、小学生環境学習		
活動状況			
 			
海岸清掃活動（R7.02@間越海岸）		同左	

～佐伯市役所 上浦振興局～

設 立 年 月 日	—	主な参加者	職員 中学生 高校生 地域住民
主 な 活 動 場 所	◇大分県佐伯市 瀬会海岸、福泊海岸、蒲戸海岸		
活 動 内 容	—		
活動状況			
			
上浦の浜を美しくしよう（R5. 11@福迫海岸）		上浦の浜を美しくしよう（R6. 11@福迫海岸）	

～花想笑。～

設 立 年 月 日	—	主な参加者	友人、知人、SNS を通じて集めた人々
主 な 活 動 場 所	◇大分県大分市 大志生木海岸を含む大分市内の海岸		
活 動 内 容	ビーチクリーン		
活動状況			
			
受付 (R7. 06@大志生木海岸)		ビーチクリーン (R6. 07@大志生木海岸)	

～うすき生活学校「Musubi」～

設 立 年 月 日	2021 年 1 月	主な参加者	会員・市内の大人子ども
主 な 活 動 場 所	◇大分県臼杵市 黒島の海岸、津留の海岸、佐志生の海岸		
活 動 内 容	海ゴミ拾い		
活動状況			
			
佐志生～下の江　ごみ拾い（R5. 07@下の江～佐志生）		海ゴミ清掃　学習（R06. 07@黒島海岸）	

～日本文理大学附属高等学校～

設 立 年 月 日	1955 年 3 月	主な参加者	生徒、教員
主 な 活 動 場 所	◇大分県佐伯市 上浦瀬会海岸		
活 動 内 容	私立高校		
活動状況			
			
海岸清掃 (R4. 06@上浦瀬会海岸)		海岸清掃 (R7. 06@上浦瀬会海岸)	

～NPO 法人国東市手と手とまちづくりたい～

設 立 年 月 日	2013 年 4 月	主な参加者	子供から大人まで
主 な 活 動 場 所	◇大分県黒東市 国東市黒津崎海岸、重藤海岸、平床海岸、小原海岸、安が浜海岸、羽田海岸ほか		
活 動 内 容	ウミガメの上陸保護、海岸清掃、環境学習、砂浜の調査記録、砂浜の調査記録		
活動状況			
			
午前 10 時 30 分より地球温暖化・海ゴミ・国東に上陸する海亀の環境学習（R7. 7@国東市内小学校）		午前 8 時より草刈りと海岸清掃小中学生も参加（R7. 07@黒津崎/重藤）	

～NPO 法人エー・ビー・シー野外教育センター～

設 立 年 月 日	2001 年 7 月	主な参加者	家族
主 な 活 動 場 所	◇大分県杵築市守江 住吉浜ビーチ		
活 動 内 容	絵本の読み合わせ、海岸清掃、ごみ分別学習会		
活動状況			
1 年に 3 回程度の頻度で、海岸清掃を行っているほか、絵本の読み合わせやごみ分別学習会を実施している。			

～公益社団法人 別府湾をきれいにする会～

設 立 年 月 日	1971 年 9 月	主な参加者	船員 3 名
主 な 活 動 場 所	◇大分県国東市～津久見市 別府湾沿岸海域等		
活 動 内 容	漂流ごみの回収、体験乗船の開催		
活動状況			
国東市から津久見市にかけての別府湾沿岸海域等で大分県の清掃船「清海」を運航し漂流ごみや流木を回収することにより、海の環境保全と船舶運航の安全確保を図っている。併せて、「清海」の体験乗船等を通じて環境啓発活動を実施している。			

民間団体の活動について、関係行政への聞き取りを行った結果を以下に示します。

民間活動による海岸の清掃状況
(海岸管理者、市町村への聞き取り結果: 令和 6 年度)

聴取先	海岸名	活動団体、主な参加者等	実施時期、実施頻度	参加者数
中津 土木事務所	中津港海岸 (中津港)	中津港利用促進振興協議会 (港湾利用者、市、県)	1 月、4 月、9 月 当たりの年 3 回	80 人程度/回
	中津港海岸 (大新田海岸)	NPO 法人 水辺に遊ぶ会 (NPO、市、県)	5 月、9 月当たりの 年 2 回	100 人程度/回
	中津港海岸 (三百間海岸)	NPO 法人 水辺に遊ぶ会 (NPO、市、県)	3 月当たりの 年 1 回	100 人程度/回
宇佐 土木事務所	宇佐海岸	UZC 宇佐ごみゼロクラブ、 住民	毎月不定期 月 1～2 回程度	1～10 人程度/回
	宇佐海岸	天津地域づくり協議会	毎月不定期 月 1～2 回程度	10～20 人程度/ 回
別府 土木事務所	別府港海岸 (餅が浜地区)	住民、小中高生	11 月に 年 1 回程度	30 人程度/回
	杵築海岸 (奈多地区)	住民等	随時	50 人程度/回
	守江港海岸 (住吉浜地区)	住吉浜リゾートパーク	随時	5 人程度/回
	別府港海岸 (関の江地区)	学生	年 1 回	不明
	日出海岸	住民	年 1 回	不明
中津市 清掃管理課	中津海岸	NPO 法人水辺に遊ぶ会、 住民、小中高生、短大生	5 月～3 月にかけて 年間 4 回程度	20 人程度/回
豊後高田市 環境課	真玉海岸	真玉中学校	6 月～10 月につ けて年 1 回	40 名程度
姫島村 生活環境課	村内一円 (海岸)	住民・小中学生・青年団	7 月に 1 回	800 人程度
別府市 生活環境課	関の江海岸	NPO 法人 環境フォー ラム会員	5 月～9 月 (月 1 回程度)	不明
	餅ヶ浜海岸	別府海岸見守り隊	毎月 1 回	20 人程度
	的が浜海岸 (スパビーチ)	APU (アジア太平洋大学) のサークル	年 3 回程度	10 人程度
別府市 都市整備課	別府港海岸	べっぶの海岸みまもり隊	毎月第 3 日曜日	40 人程度/回
大分市 林業水産課	神崎漁港海岸	NPO 法人福祉コミュニ ティ KOUZAKI 市民ボランティア	・毎年 5 月下旬、 6 月下旬に 1 回ず つ(海開き前の清掃) ・毎月 1 回	・5 月 30 人程度 ・6 月 100 人程度 ・上記以外 40 人 程度/回
	志生木 漁港海岸	大志生木自治会 市民ボランティア	毎年 5 月下旬に 1 回	20 人程度/回
臼杵市 建設課	臼杵市全域の 海岸	大分県漁協臼杵支店	毎年 7 月	480 人程度/回
佐伯市 上浦振興局	瀬会海岸	日本文理大附属高校	年 1, 2 回	200 名
	福泊海岸	地区、東雲中学校ほか	年 1 回	50 名
	蒲戸海岸	地区、東雲中学校ほか	年 1 回	50 名
佐伯市 米水津振興局	間越海岸	間越地区活性化推進協議会 及び小学生	年 2 回ほど	延べ 40 名程度
佐伯市 蒲江振興局	元猿海岸	元猿ビーチクリーン 住民・青年団等	毎月 1 回	10 人程度/回

注：関係行政への聞き取りにおいて回答された団体のみを示しているため、活動の全てを網羅しているものではありません。